

奈良県告示第二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

令和六年九月二十日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	櫻本 勝美
施術所の名称及び所在地	からだ元気治療院大和高田店 大和高田市大字市場三五二番地
廃止年月日	令和六年七月三十一日